

議案第 26 号

筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び災害」を削る。

第 3 条第 1 項中「並びに」を「及び」に改め、「及び災害」を削る。

第 4 条第 2 項中「及び災害」を削る。

第 5 条第 1 項中「及び災害」を削り、同条第 2 項中「若しくは災害」を削る。

第 6 条第 1 項中「並びに土壌の汚染及び災害」を「及び土壌の汚染」に改める。

第7条第2項第1号中「5, 000平方メートル未満」を「3, 000平方メートル以下」に改め、同項第3号本文中「の一の地点」を削り、同号ただし書を削り、同項第6号を削り、同項第7号中「並びに土壤の汚染及び災害」を「及び土壤の汚染」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第4項中「若しくは災害」を削る。

第11条第1項中「並びに土壤の汚染及び災害」を「及び土壤の汚染」に改める。

第16条中「若しくは災害」を削る。

第18条第2項中「及び当該土地の埋立て等」に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害」を削る。

第25条第1項及び第3項中「若しくは災害」を削る。

第26条第1項各号列記以外の部分中「又は災害」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日にこの条例による改正後の筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前にされた旧条例第7条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、新条例第7条第1項の規定による許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。